

神奈川県県税条例施行規則の一部を改正する規則（案）の概要

令和8年2月
税制企画課

1 改正の理由

高齢者、障害者等の移動等円滑化を図る観点から、バス事業者が所有するノンステップバス等に対して講じている自動車税の減免措置について、当該措置の適用期限を5年延長すること等、所要の改正を行う。

2 改正の内容

(1) 減免の規定に係る改正

ア ノンステップバス等に係る自動車税の減免措置の延長

バス事業者が所有するノンステップバス及びタクシー事業者が所有する福祉タクシー車両に対して講じている自動車税の種別割の減免措置の適用期限を令和13年3月31日まで5年間延長する。（附則第23項関係）

イ その他の改正

中古自動車販売業者が所有する中古商品自動車に対する自動車税の種別割の減免について、減免要件の明確化を図る観点から所要の改正を行う。（第2条第38号関係）

(2) 公示送達制度の見直しに伴う改正

令和5年度税制改正により、公示送達は、公示事項をインターネットを利用する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとることが加えられたこと等から、所要の改正を行う。（第10条関係、第44号様式）

(3) 様式の改正

ア 不動産取得税の申請等に係る様式について、納税者が適切な様式を選択できるよう様式名を変更する等、所要の改正を行う。（附則第14項、附則第1号様式の4、附則第1号様式の5、附則第2号様式、第74号様式から第74号様式の3まで及び第80号様式）

イ 令和8年4月に、公益信託に関する法律が施行され、同法に基づく新しい公益信託の受託者が、法人だけでなく個人にも拡大されること等に伴い、

所要の改正を行う。 (第52号様式の2及び第52号様式の6)

ウ 更正請求書について、業務の効率化を図る観点から、還付処理に必要な振込先の口座名義人を記載する欄を追加する等、所要の改正を行う。 (第45号様式及び第45号様式の2)

エ 個人の事業税の届出様式について、生年月日欄を実態に合わせる等、所要の改正を行う。 (第70号様式)

オ 市町村が県に対して行う個人の県民税及び森林環境税の報告様式について、記載事項の明確化を図る観点から、所要の改正を行う。 (第145様式及び第145号様式の2)

3 施行期日

公布の日。ただし、2(1)ア及び2(3)イについては令和8年4月1日、2(2)については令和 年 月 日^{*}。

※ 2(2)の改正規定は、地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）の公布の日から起算して3年3月を超えない範囲内において政令で定める日を施行期日としますが、政令が公布前のため空欄としております。